

目黒区保育所運営費等補助要綱

制定	平成19年	3月	9日付け目健育	第1115号
改正	平成20年	3月14日付け目子保S	第1707号	
	平成20年11月	18日付け目子保	第6242号	
	平成21年	5月20日付け目子保	第2465号	
	平成22年	4月13日付け目子保	第10015号	
	平成25年	3月19日付け目子保	第10168号	
	平成27年	3月31日付け目子保	第10780号	
	平成28年	3月25日付け目子保	第10712号	
	平成28年	8月25日付け目子保	第4205号	
	平成29年	3月31日付け目子保	第10455号	
	平成30年	2月19日付け目子保	第9747号	
	平成30年	3月22日付け目子保	第10226号	
	平成31年	3月19日付け目子保	第11752号	
	平成31年	3月29日付け目子保	第12027号	
	令和2年	3月18日付け目子保	第14000号	
	令和3年	3月	8日付け目子保	第13770号
	令和4年	3月16日付け目子保	第14511号	
	令和5年	3月	2日付け目子保	第14048号
	令和5年	6月	1日付け目子保	第3024号
	令和5年12月	22日付け目子保	第11291号	
	令和8年	4月	1日付け目子保	第20号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 運営費補助（第4条－第9条）
- 第3章 産休等代替職員費補助（第10条－第17条）
- 第4章 雑則（第18条－第22条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき保育を行う保育所（以下「保育所」という。）その他区長が必要と認める施設に対して、区が保育内容の充実に要する経費及び産休等代替職員の任用に係る経費を補助することにより、児童の福祉の増進を図ること及び保育所における児童等の処遇の安定的な実施を確保することを目的とする。

（実施年齢）

第2条 この要綱における児童の年齢は、当該児童が入所した保育所において保育の利用を開始した年度の初日（年度を超えて引き続き同じ保育所に在籍している場合は当該年度の初日）における年齢（以下「実施年齢」という。）とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 定員 地方公共団体以外の者が設置する保育所（以下「私立保育所」という。）にあつては知事が認可した定員をいい、目黒区立保育所条例（昭和40年6月目黒区条例第25号）別表に規定する保育所（以下「区立保育所」という。）にあつては目黒区立保育所条例施行規則（昭和6

- 〇年3月目黒区規則第28号)で規定する定員をいう。
- 二 零歳児 実施年齢が0歳の児童をいう。
 - 三 1歳児 実施年齢が1歳の児童をいう。
 - 四 2歳児 実施年齢が2歳の児童をいう。
 - 五 3歳児 実施年齢が3歳の児童をいう。
 - 六 4歳児 実施年齢が4歳の児童をいう。
 - 七 5歳児 実施年齢が5歳の児童をいう。
 - 八 保育士 法第18条の4に規定する者をいう。
 - 九 保健師等 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する保健師、保健師助産師看護師法第3条に規定する助産師及び保健師助産師看護師法第5条に規定する看護師をいう。
 - 十 最低基準 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例43号)に規定された児童福祉施設最低基準をいう。
 - 十一 11時間開所保育 保育所の開所時間が11時間以上であり、かつ、その時間において保育を行うことをいう。
 - 十二 処遇改善等加算 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)における施設型給付に係る処遇改善等加算をいう。
 - 十三 産休等職員 職員のうち出産又は傷病のため休業する者で、第11条に規定する期間中において、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金の全額の支給を受ける者をいう。
 - 十四 産休職員 前号に規定する職員のうち、出産のために休業する者をいう。
 - 十五 病休職員 第13号に規定する職員のうち、傷病のために休業する者をいう。
 - 十六 産休等代替職員 産休等職員の勤務を臨時に代替して行う者をいう。
 - 十七 産休代替職員 前号に規定する者のうち、産休職員を代替する者をいう。
 - 十八 病休代替職員 第16号に規定する職員のうち、病休職員を代替する者をいう。
 - 十九 保育補助員 保育に従事する職員のうち、保育士の資格を有さない者をいう。
 - 二十 常勤職員 各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち、事業主と期間の定めのない労働契約を結んでいる者(1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)であって、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第1項第1号の3により明示された就業の場所が当該保育所のみであり、勤務時間数が当該保育所の就業規則において定められている常勤職員の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。)に達しており、当該保育所(一括適用の承認を受けている場合は本社等)を適用事業所とする社会保険の被保険者であるものをいう。

第2章 運営費補助

(運営費の補助対象経費)

第4条 区長は、保育所の設置者又は施設長(以下「設置者等」という。)からの請求により、次の各号に掲げる事業に要する経費を補助するものとする。

- 一 零歳児保育特別対策事業 零歳児保育特別対策事業指定要件(別記1)に該当する保育所において保育所の運営、給食又は嘱託医手当の充実を図るための手当につき、次に掲げる加算を行う事業
 - イ 保健師等の配置に係る加算 零歳児の定員が1人以上の保育所において、常勤又は非常勤の保健師等1人を配置した場合に加算する。
 - ロ 調理員の増配置に係る加算 零歳児の定員が1人以上の保育所において、調理員1人を増配置した場合に加算する。
 - ハ 嘱託医手当加算 零歳児の定員が1人以上の保育所において、嘱託医との診療契約を締結した場合に加算する。

二 零歳児保育推進事業 4月から9月までの間に零歳児の定員が充足しなかった零歳児保育推進事業指定要件（別記2）に該当する保育所に対して、不足分の経費の加算を行う事業

三 11時間開所保育対策事業 11時間開所している保育所において、保育所の運営の充実を図るため、別記3に定める算定基準に基づく保育士又は保育補助員の増配置に要する経費等につき、次に掲げる加算を行う事業

イ 保育士加算 定員60人以下の保育所に保育士1人を、定員61人以上の保育所に保育士2人を増配置した場合に加算する。

ロ パート保育士・保育補助員加算 パート保育士・保育補助員を雇用した場合に加算する。

ハ 暖房費加算 11月から3月までの期間における11時間の開所時間内の採暖の充実のために加算する。

四 一般保育所対策事業 保育所の運営の充実を図るため、3歳以上児に対する主食給食の実施に要する経費、1歳児に対する保育士配置の是正に要する経費等の加算を行う事業

五 延長保育事業 11時間開所保育の後、週平均1時間以上の延長保育を行う場合（土曜日の延長時間は計算に含めないものとする。）に、その運営の充実を図るため、別記3に定める算定基準に基づく職員の配置等に要する経費等につき、次に掲げる加算を行う事業

イ 延長保育事業加算 延長保育に保育士を配置した場合に加算する。

ロ 減免加算 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯及び特別区民税非課税世帯に属する児童について延長保育料の減免を行った場合に加算する。

六 副食費補助事業 幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児クラスに在籍している児童（ただし、子ども・子育て支援法に規定する公定価格における副食費徴収免除加算の対象者は除く。）に対する副食給食の実施に要する経費の加算を行う事業

（運営費補助金の額）

第5条 前条に規定する事業等に要する経費に係る補助金（以下「運営費補助金」という。）の額は、算定基準（別表第1）に基づき、別表第2及び別表第3に規定する単価表により算出した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、区外に所在する保育所その他区長が必要と認める施設に在籍する児童に係る補助額は、当該区市町村が定める補助額に基づき補助することができることとする。

（運営費補助金の支給）

第6条 運営費補助金は月を単位として支給する。ただし、特別の事情のあるときはこの限りでない。

（運営費補助金の請求）

第7条 区内に所在する保育所の設置者等は、別記第1号様式により児童の在籍状況及び職員の配置状況を報告し、分園を有さない保育所の設置者は別記第2号様式により、分園を有する保育所の設置者は別記第3号様式により区長に請求しなければならない。

2 区外に所在する保育所その他区長が必要と認める施設に在籍する児童に係る運営費補助金の支給を受けようとする設置者等は、別記第4号様式により区長に請求することとする。

（受託児童に係る運営費の請求）

第8条 区立保育所に他の区市町村（特別区及び東京都外の区市町村を除く。）の長が保育の実施を行っている児童が入所している場合にあっては、この要綱の規定によらず、子ども・子育て支援法に規定する公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて算出した額を当該市区町村の長に対して請求することとする。

第9条 削除

第3章 産休等代替職員費補助

（産休等代替職員費の補助対象経費）

第10条 区長は、私立保育所の設置者等からの請求により、当該保育所の職員が出産又は傷病のため長期間にわたって継続する休業を必要とし、当該職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用する場合に、当該産休等代替職員の任用に係る経費（以下「産休等代替職員費補助金」という。）を補助する。

（採用期間）

第11条 産休等代替職員の採用期間は、次に定めるところによる。

- 一 産休職員に係る代替職員の採用期間は、産休職員が産前の休暇を始める日を起算日として、単体妊娠の場合は16週間、多胎妊娠の場合は24週間とする。ただし、出産予定日を基準として、単体妊娠の場合は産前8週間、産後10週間を、多胎妊娠の場合は産前16週間、産後10週間をそれぞれ超えないものとする。
- 二 病休職員に係る代替職員の採用期間は、病休職員が療養のために31日以上（休日等を含む。）休業を要する場合とし、その期間は病休職員が休業を始めて30日（休日等を含む。）を経過した日から、その日から起算して60日（休日等を含む。）を経過する日までの期間内において、その職員が休業を継続する期間とする。

（産休等代替職員の資格）

第12条 産休等代替職員は、健康状態に異常が認められず、かつ、資格の定めがある場合には所定の資格を有するものでなければならない。ただし、特別の事情があるときは、児童福祉施設において児童の保護に直接従事した経験がある者又は保育士試験の一部に合格した者を採用することができる。

（産休等代替職員の採用手続）

第13条 私立保育所の設置者等は、産休等代替職員を採用する場合においては、産休等代替職員任用承認申請書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、原則としてその採用する日の10日前までに区長に申請しなければならない。

- 一 産休代替職員の採用の場合には、産休職員についての医師又は助産師が発行する出産予定日の記載のある妊娠証明書並びに産休代替職員についての健康診断書及び資格証明書の写し又は履歴書
- 二 病休代替職員の採用の場合には、病休職員についての医師が発行する証明書並びに病休代替職員についての健康診断書及び資格証明書の写し又は履歴書

2 区長は、前項の規定により申請があった場合には、その内容を審査し、産休等代替職員の採用について、産休等代替職員採用承認（不承認）通知書（別記第6号様式）により私立保育所の設置者等に通知しなければならない。

（産休等代替職員費補助金の額）

第14条 産休等代替職員費補助金の額は、産休代替職員がその任用期間の範囲内において私立保育所に勤務した日数に、当該年度における東京都産休等代替職員制度実施要綱に定める単価（私立保育所が当該単価より低い額で支出している日についてはその額）を乗じて得た額とする。

（産休等代替職員費補助金の支給）

第15条 産休等代替職員費補助金は月を単位として支給する。ただし、特別の事情のあるときはこの限りでない。

（産休等代替職員費補助金の請求）

第16条 産休等代替職員費補助金の支給を受けようとする私立保育所の設置者等は、代替職員費報告書（別記第7号様式）を提出し、産休等代替職員費請求書（別記第8号様式）により区長に請求しなければならない。

（退職等による報告）

第17条 私立保育所の設置者等は、雇用契約期間の満了等により産休等代替職員が退職したとき又は産休等職員が就業したときは、速やかに産休等代替職員任用調書（別記第9号様式）により、区長に報告しなければならない。

第4章 雑則

（状況報告）

第18条 区長は、補助金を支給した保育所の設置者等に対し、必要があるときは補助金の執行状況について報告を求めることができる。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、その処理について適切な指示を行わなければならない。

3 第7条第1項又は本条第1項の報告が事実と異なることが判明した場合、保育所の設置者は直ちにその旨を報告しなければならない。

4 前項の場合において、保育所の設置者が事実と異なる報告により過大に補助金を受給していた場合、保育所の設置者は、訂正後の報告により算定した補助金との差額を区長に返還するものとする。

5 第3項の場合において、保育所の設置者が事実と異なる報告により過少に補助金を受給していた場合、区長は、原則として訂正後の報告により算定した補助金との差額の追給は行わない。

(補助金の使用制限)

第19条 保育所の設置者等は、この要綱に定める目的以外に補助金を使用してはならない。

(補助金の支給の取消し)

第20条 区長は、保育所の設置者等が前条の規定に反して補助金を使用した場合は、その全部又は一部の支給を取り消すことができる。

(費用の徴収の禁止)

第21条 補助金の支給を受けた保育所の設置者等は、第4条各号に規定する事業に要する経費に関し、入所児童の保護者から費用を徴収してはならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、目黒区補助金等交付規則(昭和43年3月目黒区規則第6号)に定めるところによる。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成19年3月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(目黒区保育所扶助要綱の廃止)

2 目黒区保育所扶助要綱は、廃止する。

付 則(平成20年3月14日付け目子保S第1707号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年11月18日付け目子保第6242号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成21年 5月20日付け目子保第2465号)

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則(平成22年 4月13日付け目子保第10015号)

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

付 則(平成25年 3月19日付け目子保第10168号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成27年 3月31日付け目子保第10780号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年 3月25日付け目子保第10712号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年 8月25日付け目子保第 4205号)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則(平成29年 3月31日付け目子保第10455号)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則(平成30年 2月19日付け目子保第 9747号)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則(平成30年 3月22日付け目子保第10226号)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則(平成31年 3月19日付け目子保第11752号)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則(平成31年 3月29日付け目子保第12027号)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則（令和2年3月16日付け目子保第14000号）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の要綱第4条第6号及び別表第1の規定（副食費補助事業に係る部分に限る。）は、令和元年10月1日から適用する。

付 則（令和3年3月8日付け目子保 第13770号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和4年3月16日付け目子保 第14511号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則（令和5年3月2日付け目子保 第14048号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則（令和5年6月1日付け目子保 第3024号）

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則（令和5年12月22日付け目子保 第11291号）

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則（令和8年4月1日付け目子保 第 20号）

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別記 1

零歳児保育特別対策事業指定要件

1 定員

零歳児の定員が1施設当たり1人以上であること。

2 設備及び運営

- (1) 零歳児1人につき、零歳児室及びほふく室を通じて、おおむね3.3平方メートル以上の有効面積があること。
- (2) 保健室（最低基準に定める医務室が零歳児の静養室の機能を有する場合は、この限りでない。）、調乳室（専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部を調乳場所として区画することをもって足る。）、沐浴室（沐浴室に代わる沐浴設備を置く場合は、この限りでない。）及び便所を設けること。
- (3) 零歳児が専用に使用できる屋外遊技場（歩行運動及び外気浴等を行う場所）を設けるよう努めること。
- (4) 零歳児の心身発達に即応した遊具その他零歳児用の備品を整備すること。
- (5) 危険防止及び非常災害時における緊急避難につき万全の対策を講ずるとともに、不測の事態に対処するための責任態勢を確立すること。
- (6) 別記3における算定基礎となる必要保育士数を配置した上で、保健師等を1人以上配置すること。なお、常勤の保健師等を配置することが困難な場合は、週20時間以上勤務の非常勤の保健師等を配置すること。ただし、零歳児9人以上の保育所においては、常勤の確保に努めること。4時間以上の延長保育を実施する保育所及び夜間保育所にあつては、零歳児の取扱人員が5人以上である場合には保健師等を1人配置すること。
- (7) 保健師等は、保育士との協力の下に零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画及びその実施に対する協力等保健活動に従事すること。
- (8) 常勤の調理員を1人増配置（ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に基づき、すべての調理業務を委託する場合には、調理員を置かないことができる。）し、給食については、衛生的取扱いについて細心の注意を払うとともに、零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施するように努めること。
- (9) 健康管理の徹底を図るため、嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）の積極的な協力を求め、月1回以上の診療契約を結び、業務内容の充実を図ること。

別記 2

零歳児保育推進事業指定要件

- 1 零歳児保育特別対策事業指定要件（別記 1） 1 に定める定員要件及び 2（1）から（4）までに定める設備要件を満たすこと。
- 2 その他適正な運営を実施していること。

別記 3

1 1 時間開所保育対策事業における保育士を配置するための加算及び延長保育事業加算に係る算定基準

算定基礎となる必要保育士数

年齢別保育士数 (注 1)	乳児の定員数及び在籍児童数のいずれが多いほうの員数について 3 人につき 1 人以上
	1 歳児の定員数及び在籍児童数のいずれが多いほうの員数について 5 人につき 1 人以上 (注 2)
	2 歳児の定員数及び在籍児童数のいずれが多いほうの員数について 6 人につき 1 人以上
	3 歳児の定員数及び在籍児童数のいずれが多いほうの員数について 2 0 人につき 1 人以上
	4 歳以上児の定員数及び在籍児童数のいずれが多いほうの員数について 3 0 人につき 1 人以上
保育士の労働条件改善	定員 9 0 人以下の施設 1 人
保育標準時間 認定児童受入施設	1 人

(注1)保育計画の立案等の業務に専任する主任保育士は、年齢別保育士数に含めない。

(注2)国・都基準は6人につき1人以上を保育士の員数としているが、区では5人につき1人以上の配置を基準とする。

- 1 1 1 時間開所保育対策事業又は延長保育事業における保育士を配置するための加算は、上記の算定基礎となる必要保育士数を満たした場合に行う。ただし、分園を有する保育所の場合、留意事項通知における必要保育士数のその他部分(利用定員 9 0 人以下の施設については 1 人及び保育標準時間認定を受けた子供が利用する施設については 1 人の部分に限る。)については、当面の間、本園と分園を合算し、1 つの保育所とみなして算定するものとする。
- 2 上記の算定基礎となる必要保育士及び 1 1 時間開所保育対策事業のうち保育士加算又は延長保育事業において配置する保育士には、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成 2 4 年 3 月東京都規則第 4 7 号)附則第 1 2 項に基づき保育士とみなした者を含むことができない。
- 3 上記 1 の保育士を配置するための加算において、非常勤保育士(有資格者)を常勤換算する場合は、当該保育所の就業規則に定める常勤保育士の勤務時間を上回る場合に当該加算を行う。
- 4 1 1 時間開所保育対策事業におけるパート保育士・保育補助員加算については、同事業の保育士加算の保育士が充足された場合にのみ算定できるものとする。
- 5 1 1 時間開所保育対策事業におけるパート保育士・保育補助員加算については、2 人目以降の週 15 時間以上勤務の非常勤保育士又は非常勤保育補助員を加算対象者とし、算定数は

4人までとする。また、区長はパート保育士・保育補助員の雇用を示す資料の提出を求めることができる。

別表第 1（第 5 条関係）

算定基準

- 1 算定基礎となる児童数、職員数、施設等は、それぞれ月の初日現在により算定すること。
- 2 算定基準においては、入所児童 1 人当たりの単価によるものは私立保育所に区長が保育の実施を行っている児童を、施設及び職員当たり単価によるものは区内に設置された私立保育所をそれぞれ算定単位とする。
- 3 別表第 2 及び第 3 の単価表の運用に当たり、定員区分、処遇改善等加算の加算率の区分、所長設置未設置の別又は入所児童の年齢区分によりそれぞれ単価設定されているものについては、子ども・子育て支援法に規定する公定価格の算定基準に準じて算定すること。
- 4 1 1 時間開所保育対策事業における保育士を配置するための加算及び延長保育事業加算については、別記 3 の基準をもとに算定すること。

補助対象事業		補助対象経費	補助対象職員	算定基準	
事業別	補助項目			単価	算定方法（年間）
零歳児保育特別対策事業	保健師等の配置に係る加算	第 4 条第 1 号イ (別記 1 2(6)及び(7)参照)	保健師等 1 人	別表第 2	補助対象職員につき 単価×雇用月数
	調理員の増配置に係る加算	第 4 条第 1 号ロ (別記 1 2(8)参照)	調理員 1 人	別表第 2	補助対象職員につき 単価×雇用月数
	嘱託医手当加算	第 4 条第 1 号ハ (別記 1 2(9)参照)	嘱託医 1 人	12,320円	補助対象職員につき 単価×雇用月数
零歳児保育推進事業		第 4 条第 2 号 (別記 2 参照)		140,140円	単価×対象期間における 延零歳児未充足児童数
11 時間開所 保育対策事業	保育士加算	第 4 条第 3 号イ (別記 3 1 及び 2 参照)	保育士 1 人又は 2 人	別表第 2	補助対象職員につき 単価×延算定対象職員数
	パート保育士・ 保育補助員加算	第 4 条第 3 号ロ (別記 3 3 及び 4 参照)	パート保育士及び保育 補助員（上限 4 人）	136,000円	補助対象職員につき 単価×延算定対象職員数
	暖房費加算	第 4 条第 3 号ハ		10,000円	単価×月数
一般保育所対策事業		第 4 条第 4 号		別表第 3	単価×延児童数
延長保育事業	延長保育事業加算	第 4 条第 5 号イ 別記 3 1 及び 2 参照	保育士 1 人	210,160円	補助対象職員につき 単価×雇用月数
	減免加算	第 4 条第 5 号ロ		4,000円	単価×延対象児童数
副食費補助事業		第 4 条第 6 号		「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特	単価×延対象児童数

			例保育に要する 費用の額の算定 に関する基準 等」(平成27年 内閣府告示第4 9号)における 副食費徴収免除 加算の加算単価 額に準ずる	
--	--	--	---	--

別表第 2（第 5 条関係）

増配置職員単価表

（単位：円）

区分	職員一人 当たりの 平均勤続年数	月額単価				
		1 0 年以上	7 年以上 1 0 年未満	4 年以上 7 年 未満	4 年未満	加算率停止
保育士 （常勤職員）		456, 180	448, 080	439, 980	423, 780	407, 590
調理員 （常勤職員）		380, 190	373, 430	366, 660	353, 130	339, 600
保健師等 （常勤職員）		502, 580	493, 650	484, 720	466, 860	449, 010
保健師等 （非常勤職員）		251, 290	246, 830	242, 360	233, 430	224, 510

＊「職員一人当たりの平均勤続年数」とは、処遇改善等加算の加算率算定に当って算出した職員一人当たりの勤務年数をいう。

別表第3（第5条関係） 私立保育所単価表

職員一人当たりの 平均勤続年数		定員	20人	21～30人	31～40人	41～45人	46～50人	51～59人	60人	61～70人	71～80人	81～90人	91～100人	101～110人	111～120人	121～130人	131～140人	141～149人	150人	151～160人	161～170人	171～190人	191～210人	211～230人	231人以上
10年以上 (1歳児 配置改善 加算あり)	設置	0歳児	45,790	31,420	30,990	21,330	21,490	9,900	16,340	19,480	12,510	7,010	15,400	11,440	8,140	11,780	9,150	6,880	9,490	12,560	10,360	8,040	7,470	6,990	6,590
		1歳児	45,480	31,110	30,680	21,020	21,180	9,590	16,030	19,170	12,200	6,700	15,090	11,130	7,830	11,470	8,840	6,570	9,180	12,250	10,050	7,730	7,160	6,680	6,280
		2歳児	45,480	31,110	30,680	21,020	21,180	9,590	16,030	19,170	12,200	6,700	15,090	11,130	7,830	11,470	8,840	6,570	9,180	12,250	10,050	7,730	7,160	6,680	6,280
		3歳児	46,670	32,300	31,780	22,210	22,370	10,780	17,220	20,360	13,390	7,890	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470
		4歳以上児	46,670	32,300	31,780	22,210	22,370	10,780	17,220	20,360	13,390	7,890	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470
10年以上 (1歳児 配置改善 加算なし)	設置	0歳児	45,790	31,420	30,990	21,330	21,490	9,900	16,340	19,480	12,510	7,010	15,400	11,440	8,140	11,780	9,150	6,880	9,490	12,560	10,360	8,040	7,470	6,990	6,590
		1歳児	60,940	46,570	46,140	36,480	36,640	25,050	31,490	34,630	27,660	22,160	30,550	26,590	23,290	26,930	24,300	22,030	24,640	27,710	25,510	23,190	22,600	22,140	21,740
		2歳児	45,480	31,110	30,680	21,020	21,180	9,590	16,030	19,170	12,200	6,700	15,090	11,130	7,830	11,470	8,840	6,570	9,180	12,250	10,050	7,730	7,160	6,680	6,280
		3歳児	46,670	32,300	31,780	22,210	22,370	10,780	17,220	20,360	13,390	7,890	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470
		4歳以上児	46,670	32,300	31,780	22,210	22,370	10,780	17,220	20,360	13,390	7,890	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470
7年以上 10年未満	設置	0歳児	45,030	30,910	30,490	21,000	21,150	9,770	16,090	19,190	12,330	6,930	15,140	11,250	8,010	11,590	9,000	6,770	9,340	12,370	10,200	7,920	7,360	6,890	6,500
		1歳児	59,900	45,780	45,360	35,870	36,020	24,640	30,960	34,060	27,200	21,800	30,010	26,120	22,880	26,460	23,870	21,640	24,210	27,240	25,070	22,790	22,230	21,760	21,370
		2歳児	44,720	30,600	30,180	20,690	20,840	9,460	15,780	18,880	12,020	6,620	14,830	10,940	7,700	11,280	8,690	6,460	9,030	12,060	9,890	7,610	7,050	6,580	6,190
		3歳児	45,910	31,790	31,370	21,880	22,030	10,650	16,970	20,070	13,210	7,810	16,020	12,130	8,890	12,470	9,880	7,650	10,220	13,250	11,080	8,800	8,240	7,770	7,380
		4歳以上児	45,910	31,790	31,370	21,880	22,030	10,650	16,970	20,070	13,210	7,810	16,020	12,130	8,890	12,470	9,880	7,650	10,220	13,250	11,080	8,800	8,240	7,770	7,380
4年以上 7年未満	設置	0歳児	44,260	30,400	29,980	20,660	20,800	9,630	15,830	18,890	12,160	6,850	14,880	11,070	7,890	11,400	8,860	6,670	9,190	12,170	10,040	7,810	7,250	6,790	6,410
		1歳児	58,860	45,000	44,580	35,260	35,400	24,230	30,430	33,490	26,760	21,450	29,480	25,670	22,490	26,000	23,460	21,270	23,790	26,770	24,640	22,410	21,850	21,390	21,010
		2歳児	43,950	30,090	29,670	20,350	20,490	9,320	15,520	18,580	11,850	6,540	14,570	10,760	7,580	11,090	8,550	6,360	8,880	11,860	9,730	7,500	6,940	6,480	6,100
		3歳児	45,140	31,280	30,860	21,540	21,680	10,510	16,710	19,770	13,040	7,730	15,760	11,950	8,770	12,280	9,740	7,550	10,070	13,050	10,920	8,690	8,130	7,670	7,290
		4歳以上児	45,140	31,280	30,860	21,540	21,680	10,510	16,710	19,770	13,040	7,730	15,760	11,950	8,770	12,280	9,740	7,550	10,070	13,050	10,920	8,690	8,130	7,670	7,290
4年未満	設置	0歳児	42,730	29,380	28,950	19,980	20,120	9,350	15,320	18,300	11,810	6,700	14,360	10,690	7,630	11,010	8,570	6,470	8,890	11,770	9,720	7,570	7,040	6,600	6,230
		1歳児	56,770	43,420	42,990	34,020	34,160	23,390	29,360	32,340	25,850	20,740	28,400	24,730	21,670	25,050	22,610	20,510	22,930	25,810	23,760	21,610	21,080	20,640	20,270
		2歳児	42,420	29,070	28,640	19,670	19,810	9,040	15,010	17,990	11,500	6,390	14,050	10,380	7,320	10,700	8,260	6,160	8,580	11,460	9,410	7,260	6,730	6,290	5,920
		3歳児	43,610	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	19,180	12,690	7,580	15,240	11,570	8,510	11,890	9,450	7,350	9,770	12,650	10,600	8,450	7,920	7,480	7,110
		4歳以上児	43,610	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	19,180	12,690	7,580	15,240	11,570	8,510	11,890	9,450	7,350	9,770	12,650	10,600	8,450	7,920	7,480	7,110
停止	設置	0歳児	41,210	28,360	27,930	19,300	19,430	9,070	14,810	17,710	11,470	6,540	13,840	10,320	7,380	10,630	8,280	6,260	8,600	11,380	9,410	7,340	6,830	6,410	6,050
		1歳児	54,700	41,850	41,420	32,790	32,920	22,560	28,300	31,200	24,960	20,030	27,330	23,810	20,870	24,120	21,770	19,750	22,090	24,870	22,900	20,830	20,320	19,900	19,540
		2歳児	40,900	28,050	27,620	18,990	19,120	8,760	14,500	17,400	11,160	6,230	13,530	10,010	7,070	10,320	7,970	5,950	8,290	11,070	9,100	7,030	6,520	6,100	5,740
		3歳児	42,090	29,240	28,810	20,180	20,310	9,950	15,690	18,590	12,350	7,420	14,720	11,200	8,260	11,510	9,160	7,140	9,480	12,260	10,290	8,220	7,710	7,290	6,930
		4歳以上児	42,090	29,240	28,810	20,180	20,310	9,950	15,690	18,590	12,350	7,420	14,720	11,200	8,260	11,510	9,160	7,140	9,480	12,260	10,290	8,220	7,710	7,290	6,930

※「職員一人当たりの平均勤続年数」とは、処遇改善等加算の加算率算定に当って算出した職員一人当たりの勤務年数をいう。